

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料について

検査・画像情報提供加算

原則としてSS-MIX2によるストレージを有し東北厚生局秋田事務所に届け出た医療機関が、診療情報提供書を書面で提供し、ハートフルネットを通じて**検査結果、画像情報、退院時要約等**を提供した場合、退院患者では200点、その他の患者では30点を加算できる(詳細は後述)。

電子的診療情報評価料

東北厚生局秋田事務所に届け出た医療機関が、診療情報提供書を書面で受けた患者に係る検査結果、画像情報、退院時要約等のうち主要なものについて、ハートフルネットを通じて**閲覧し、その要点を診療録に記載した場合**、1回の診療情報提供に対し1回に限り30点加算できる(詳細は後述)。



秋田県医師会

平成28年度診療報酬改定

ICTを活用したデータの収集・利活用の推進

(1) 診療情報提供書等の文書の電子的な送受に関する記載の明確化

- ▶ 診療情報提供書、訪問看護指示書等(これまで記名・押印を要していたもの)を、**電子的に送受できることを明確化し**、安全性の確保等に関する要件を明記

(2) 画像情報・検査結果等の電子的な送受に関する評価

- ▶ 医療機関間で、診療情報提供書を提供する際に、併せて、**画像情報や検査結果等を電子的に提供し活用することについて評価**

(新) 検査・画像情報提供加算

(診療情報提供料(I)の加算として評価)

イ 退院患者の場合 200点

ロ その他の患者の場合 30点

診療情報提供書と併せて、画像情報・検査結果等を電子的方法により提供した場合に算定

(新) 電子的診療情報評価料 30点

診療情報提供書と併せて、電子的に画像情報や検査結果等の提供を受け、診療に活用した場合に算定



[施設基準]

- ① 他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築している
- ② 別の医療機関と標準的な方法により**安全に情報の共有**を行う体制が具備されている 等

秋田県医師会

情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進②

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の算定要件

検査・画像情報提供加算		診療情報提供書	
		診療情報提供書	検査結果及び画像情報等
1	電子的に送信 又は書面で提供	医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ電子的に常時間閲覧可能なよう提供	検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。退院患者については、平成30年4月以降は退院時要約を含むものに限る。）
2	電子的に送信	電子的に送信 (診療情報提供書に添付)	(注) 多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。

電子的診療情報評価料		診療情報提供書	
		診療情報提供書	検査結果及び画像情報等
1	電子的に受信 又は書面で受領	医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ閲覧	検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。）
2	電子的に受信	電子的に受信 (診療情報提供書に添付)	受領した検査結果及び画像情報等を評価し、診療に活用した上で、その要点を診療録に記載する。

<施設基準等>

- 診療情報提供書を電子的に提供する場合、HIPKIによる電子署名を施すこと。
- 患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築すること。
- 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)を遵守し、安全な通信環境を確保すること。
- 保険医療機関において、個人単位の情報の開示権限の管理など、個人情報保護を確実に実施すること。
- 厚生労働省標準規格に基づく標準化されたストレージ機能等を有する情報蓄積環境を確保すること。
- 情報の電子的な送受信に関する記録を残していること。(ネットワーク運営事務局が管理している場合は、随時取り寄せることができること。)

情報提供側: 提供した情報の範囲及び日時を記録。
 情報受領側: 閲覧情報及び閲覧者名を含むアクセスログを1年間記録。

ハートフルネット:ポータル→患者ID→参照履歴、アクセスログは秋田県医師会事務局に問い合わせ 秋田県医師会

検査・画像情報提供加算について

平成30年度 診療報酬点数表 B009 診療情報提供料(I)

注 16

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し、電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合又は電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に、検査・画像情報提供加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、イについては、注7に規定する加算を算定する場合は算定しない(画像情報その他の情報添付)。

イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合 200点

ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合 30点

通知 (25)

「注 16」に規定する検査・画像情報提供加算は、保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。また、イについては、平成30年4月以降は、退院時要約を含むものに限る。）について、①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ他の保険医療機関に常時間閲覧可能なよう提供した場合、又は②電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に加算する。なお、多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。

電子的診療情報評価料について

平成30年度 診療報酬点数表 B009-2 電子的診療情報評価料 30点

注

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者に係る検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、**電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用した場合**に算定する。

通知

- (1) 電子的診療情報評価料は、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、同時に電子的方法により提供された検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等のうち主要なものを電子的方法により閲覧又は受信し、当該検査結果等を診療に活用することによって、質の高い診療が効率的に行われることを評価するものである。
- (2) 保険医療機関が、他の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等のうち主要なもの(少なくとも検査結果及び画像情報を含む場合に限る。)を①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ閲覧、又は②電子的に送付された診療情報提供書と併せて受信し、当該検査結果や画像を評価して診療に活用した場合に算定する。その際、**検査結果や画像の評価の要点を診療録に記載する。**
- (3) 電子的診療情報評価料は、提供された情報が当該保険医療機関の依頼に基づくものであった場合は、算定できない。
- (4) 検査結果や画像情報の電子的な方法による閲覧等の回数にかかわらず、区分番号「B0 09」に掲げる診療情報提供料(1)を算定する他の保険医療機関からの**1回の診療情報提供に対し、1回に限り算定する。**



秋田県医師会

ハートフルネット情報公開項目一覧

区分	項目	情報分類											
		秋田赤十字病院	秋田大学附属病院	市立秋田総合病院	循環器脳神経センター	北秋田市市民病院	大館市立総合病院	由利組合総合病院	男鹿みなと市民病院	能代山本医師会病院	かづの厚生病院	大曲厚生医療センター	
患者属性	1 患者基本情報・更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 入院実施	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○
	3 退院実施	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○
	4 アレルギー情報登録・更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 病名情報登録・更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	6 処方オーダー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 注射オーダー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 検体検査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9 放射線検査オーダー(依頼)	×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	10 内視鏡検査オーダー(依頼)	×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	11 生検検査オーダー(依頼)	×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
文書情報	12 診療情報提供書	×	×	×	○※2	○	○	×	○	×	×	×	
	13 退院サマリー	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	×	
	14 心電図(MFER,PDF)	×	○	×	○※2	○	×	×	○	×	×	×	
	15 造影レポート	○	○	×	○※2	○	×	○	○	○	×	×	
特	16 放射線画像	○※1	○※1	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○	

※1 必要な場合や依頼のあった画像のみ。患者ごとに主治医の判断による。
 ※2 開示可能だが手動アップロードが必要

秋田県医師会

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の届出書

保険医療機関コード	届出番号 (電簿) 第 号
連絡先 担当者氏名: 電話番号: 	
(届出事項) [検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料] の施設基準に係る届出	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において産科検則及び産科検則並びに産科検則に基づき厚生労働大臣が定める規程事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ既に違反していないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。	
標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。	
平成 年 月 日	
保険医療機関の所在地 及び名称 開設者名 印 東北厚生局長 殿	
備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、正副2通提出のこと。	

情報提供施設・情報
閲覧施設共通記入例
(Aパターン・Bパター
ン共通)

東北厚生局秋田事務
所へ届出が必要



検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の届出書添付書類

1	届出を行う点数	検査・画像情報提供加算 電子的診療情報評価料 (該当するものを○で囲むこと)
2	診療情報提供書の送付・受信	イ) 電子的な方法による送受を実施する ロ) 電子的な方法による送受を実施しない
3	HPKIを有する医師数及び歯科医師数(人)	人 ※2がロ)の場合は記入不要
4	検査結果・画像情報等の電子的な送受信・共有の方法	イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ) 検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可 ハ) 他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧 (実施するものを○で囲むこと)
5	ネットワーク名	秋田県医療連携ネットワークシステム あきたハートフルネット
6	ネットワークに所属する医療機関名	以下に5つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が5つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。 イ) ○○病院 ロ) △△診療所 ハ) ××クリニック ニ) など ホ)
7	ネットワークを運営する事務局	事務局名 : あきたハートフルネット事務局 事務局所在地 : 秋田県秋田市千秋久保田町6-6 秋田県医師会内
8	安全な通信環境の確保状況	チャネル・セキュリティ IPsec+IKE オブジェクト・セキュリティ SSL/TLS
9	個人単位の情報の閲覧権限の管理体制	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと)
10	ストレージ	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと) (「有」の場合) 厚生労働省標準規格に基づくストレージ機能 有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと)

情報提供施設記入例
(基本的にAパターン)
(原則としてSS-MIX2
によるストレージを
有し、ハートフルネ
ットを通じて検査結
果、画像情報、退院
時要約を提供する医
療機関)

東北厚生局秋田事務
所へ届出が必要

→別記参照



ストレージ（情報提供施設）の記載方法

提供施設の公開形式により次の内容を記載する。

	ストレージ	
	有無	(有の場合) 厚労省標準規格に基づくストレージ機能 (※1)
ゲートウェイ公開施設 (SS-MIX)	有	無
ゲートウェイ公開施設 (SS-MIX2)	有	有
ゲートウェイ公開施設 (SS-MIX なし)	無	—

※1 原則として厚生労働省標準規格に基づく標準化されたストレージ機能を有する情報蓄積環境を確保すること(当該規格を導入するためのシステム改修が必要な場合、それを行うまでの間はこの限りでない)



秋田県医師会

電子的診療情報評価料の届出書添付書類

1	届出を行う点数	検査・画像情報提供加算 (該当するものを○で囲むこと)	電子的診療情報評価料
2	診療情報提供書の送付・受信	イ) 電子的な方法による送受を実施する ロ) 電子的な方法による送受を実施しない	
3	HPKIを有する医師数及び歯科医師数(人)	人	※2がロ)の場合は記入不要
4	検査結果・画像情報等の電子的な送受信・共有の方法	イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ) 検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可 ハ) 他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧 (実施するものを全て○で囲むこと)	
5	ネットワーク名	秋田県医療連携ネットワークシステム あきたハートフルネット	
6	ネットワークに所属する医療機関名	以下に5つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が5つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。 イ) ○○病院 ロ) △△診療所 ハ) ××クリニック ニ) など ホ)	
7	ネットワークを運営する事務局	事務局名 : あきたハートフルネット事務局 事務局所在地: 秋田県秋田市千秋保田町6-6 秋田県医師会内	
8	安全な通信環境の確保状況	チャネル・セキュリティ IPsec+IKE オブジェクト・セキュリティ SSL/TLS	
9	個人単位の情報の閲覧権限の管理体制	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと)	
10	ストレージ	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと) (「有」の場合) 厚生労働省標準規格に基づくストレージ機能	

情報閲覧施設記入例
(基本的にBパターン)

東北厚生局秋田事務所へ届出が必要



秋田県医師会